（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項中「及び第三十三条の五の九」を「、第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十三」に改める。

第三十三条の五の十二の次に次の一条を加える。

（令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十三　地方公共団体は、令和二年度に限り、都道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、市町村にあつては市町村たばこ税、地方消費税交付金、同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金、同法第百四十四条の六十第一項の規定により道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四号

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第一項の規定は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

政　令

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第十九号

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　出資の目的とする土地等の評価及び出資証券（第一条―第五条）
第二章　教育公務員及び研究公務員の範囲（第六条）
第三章　運用の方法（第七条―第十二条）
第四章　財務及び会計（第十三条―第十九条）
第五章　科学技術振興機構債券（第二十条―第二十九条）
附則

第一章　出資の目的とする土地等の評価及び出資証券

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第二項中「文献情報提供業務に係る出資及びその他の」を「法第三十一条第一項各号に掲げる」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　教育公務員及び研究公務員の範囲

第七条の見出しを削り、同条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第二十二条第四項に規定する政令で定める教育公務員は、第一項第一号に掲げる者とする。

第七条を第六条とする。

第十三条中「前三条」を「第十六条、第十七条並びに前条第三項及び第四項」に、「毎事業年度において」を「法第三十二条第六項において読み替えて適用する独立行政法人通則法第四十四条第一項ただし書の規定により」に、「第十条第一項及び第十一条」を「第十六条第一項及び第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条第一項及び第二項中「一般勘定」を「助成勘定及び法第三十一条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十条第三項」を「第三十二条第七項において準用する同条第五項」に改め、同条を第十八条とし、第十一条を第十七条とする。

第十条第一項中「第二十条第三項（同条第五項」を「第三十二条第五項（同条第七項及び第八項」に改め、「。第十二条第三項及び第四項において同じ」を削り、同項ただし書中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第十六条とする。